



ふせぐ  
**防**

**富岡 勝則**

皆さんこんにちは。

早いもので、新年を迎えてから一か月がたちました。夏の暑い日が続いたころとは打って変わって、今はいつくような寒い日が続いています。空気はとても乾燥していて、一年のうちで一番風邪をひきやすい季節です。私も手洗いやうがいをこまめにし、風邪をひかないよう心がけていますが、皆さんも健康管理には十分にご注意ください。

さて、1月9日(日)、毎年恒例となっている「消防出初め式」が市役所駐車場で行われました。当日は底冷えのする寒さにもかかわらず、たくさんの親子連れなどが集まり、100人を超える消防団員や朝霞消防署員が、演技の披露などを行いました。消防団員の皆さんには、自分の仕事を持ちながら昼夜を問わず市民の生命や財産を守っていただいております。その献身的な活動には本当に頭が下がる思いです。

私も点検官として、人員服装規律の点検や機械器具の点検などを行いました。団員の皆さんの一糸乱れぬきびきびとした行動に、身の引き締まる思いがしました。

出初め式には「朝志ヶ丘自警団」の皆さんも参加され、演技を披露していただきました。これは「自分のまちは自分たちで守ろう」との考えから市内の町内会・自治会で唯一組織されている自警団です。リヤカー式のポンプ車両を保有していて、月に一度の点検と、2か月に一度の訓練を行い火災に備えているということで、私は、とても素晴らしいコミュニティ活動だなと感じています。

出初め式が終わった後は、消防団の方が「ふれあい広場」を開催し、子どもたちは放水体験など、楽しいひとときを過ごしていたようです。

昨年一年間に、朝霞市内では47件の火災が発生し、残念ながら1名の方がお亡くなりになっています。火災による死亡要因のうち、逃げ遅れによる死者が6割を占めるということから、平成20年6月からは、住宅用火災警報器をすべての家庭に設置しなければならないことになっています。ホームセンターや電気店でも購入できますので、まだ設置されていないご家庭も早めの設置をお願いし、共に災害に強いまちづくりを進めていきたいと思っております。ではまた。

## 朝霞市は 男女平等を進めています

—デートDVを知ろう⑩—  
「自分の気持ちを言葉にしよう」

恋人との親密度が高まると、おのずと遠慮がなくなってぶつかることが多くなりがちです。「ケンカするほど仲がいい」という言葉もありますが、感情を相手にぶつけて怒鳴ったり、すねたり、不機嫌になったりするなど、態度で怒りを表すのは間違っています。そうすることは、怒りという力で相手を支配することに繋がります。けれど、怒りの感情も相手に伝えないと、心の中に重くたまってしまいます。そうならないために、自分の気持ちを暴力(態度)ではなく、言葉できちんと伝えてみましょう。

自分の気持ちを伝える時に、「I(アイ)メッセージ」がヒントになるかもしれません。「私はこう思うよ」と「I(アイ) =私」を主語にして伝えるところがポイントです。お互いが歩みよれるような言い方ができれば、自分の気持ちも相手の気持ちも大切にできるステキな関係が築いていけることでしょう。

\*このコラムは、「朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員」との協働により掲載しています。

☎/人権庶務課 内2255 ☎048-463-2697(直通)

## ひとの推移

人口 13万0,341人(－31人) 世帯数 5万8,935世帯  
男 6万6,573人(－46人) (－34世帯)  
女 6万3,768人(+15人) 平成23年1月1日現在( )内は前月比

## 平成23年春季全国火災予防運動

<「消したかな」あなたを守る 合言葉>

3月1日(火)から7日(月)まで春季全国火災予防運動が行われます。

この時期は空気の乾燥と強風により、いったん火災となると大火になる危険性が大きいので、暖房器具の消し忘れなど火の取り扱いには十分注意しましょう。

また、放火による火災が増えています。家のまわりに燃えやすいものを置かないなど放火されない環境づくりを心がけ、火災から大切な生命や財産を守りましょう。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

【住宅用火災警報器の設置はお済みですか?】

すべての住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器は、煙を感知し火災の発生を知らせます。住宅火災で亡くなられた方の原因の1位は「逃げ遅れ」です。住宅用火災警報器を設置し、いち早く火災に気づき、「逃げ遅れ」を防ぎましょう。

☎/朝霞消防署消防課 ☎463-1190